

建設業者等の皆様へ

入札・契約制度等の改正の概要について

本市の入札・契約制度について、以下の改正を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【改正時期:平成30年4月から】

1 総合評価落札方式による一般競争入札について

○ 改正内容

簡易Ⅱ型の評価対象について

- ・ 「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」における、同種・類似工事の施工実績の評価対象期間を過去15年間に、工事成績評定の評価対象期間を過去5年間に拡大します。
- ・ 「配置予定技術者の能力」における施工経験及び工事成績評定について、現場代理人として係わった工事についても評価対象とします。
- ・ 「配置予定技術者の能力」の評価項目に、「山形市建設工事優秀技術者表彰制度における受賞歴」を追加します。配点は1点とします。

2 建設工事共同企業体発注工事について

○ 改正内容

建設工事共同企業体の構成員間において出資割合を定めることができるよう、入札公告の記載を改めます。

3 その他

○ 工事関連業務委託の標準歩掛以外を採用している場合の取扱いについて

工事関連業務委託において、見積歩掛等（見積・非公表図書・標準歩掛を参考にして決定した歩掛）を採用している場合、入札用設計図書に参考資料を添付または特記仕様書へ掲載します。

お知らせ

- 試行していた総合評価落札方式による一般競争入札の取扱いを、本格実施とします。
- 格付等級指定型条件付一般競争入札について、試行していた6工種（土木C、建築C、電気B、管B、舗装B、水道施設B）の取扱いを、本格実施とします。

【問い合わせ先】

山形市まちづくり推進部 管理住宅課 工事契約係
TEL 023-641-1212（内線 462・463）

山形市上下水道部 総務課 契約係
TEL 023-645-1177（内線 224）